

知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況(項目61、62関係)の提出書類早見表

(項目61)技術者のCPD単位取得数	あり	なし	備考	
(項目62)技能者	あり	なし	あり	なし
うちレベル向上者 (控除対象者も含む)	あり	なし	あり	なし
様式第4号	○	○	×	×
CPD単位内訳一覧表	○	○	×	×
CPD単位を証明する書類の写し	○	○	×	×
様式第4号(CPD単位を取得した技術者名簿)に記載した技術者の資格を証する書類	△	△	×	×
第5号様式	○	○	○	○
能力評価(レベル判定)結果通知書の写し	○	×	○	×
施工体制台帳または再下請通知書(作業員名簿)の写し	○	○	○	×

※項目62の真ん中 技能者数に記載する者  
審査基準日前6か月を超えて恒常的雇用をしている者であって、  
次の要件の全てに該当する者を、技術レベル向上の有無に問わらず全て記載してください。  
(ア)審査基準日以前3年間に施工事務所に係る「建設工事従事者に関する事項」(いわゆる作業員名簿)の記載対象となっていること。  
(イ)建設工事の施工のみに従事した者でないこと。





年 月 日

申請者名

通番	氏名	生年月日	評価日	技能者名簿		審査基準日の3年前の日以前にレベル4を受けている者には○を記載。
				レベル 向上の有無	控除対象	
	6ヶ月を超える恒常的な雇用関係がある者に限る。					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術職員名簿に記載のある技能者から、技術職員名簿順に記載する。</li> <li>・通番は技術職員名簿と一致させる。</li> <li>・技術職員名簿の最終番号の続きから通番を付与する。</li> </ul>					
合計	(人)			(人)	(人)	
記載要領			項目62の「技能者数」と一致する			項目62の「技能レベル向上者数」と一致する
項目62の「技能者数」と一致する			項目62の「技能レベル向上者数」と一致する			項目62の「控除対象者数」と一致する

1 この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年

に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。）について作成すること。

2 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。

3 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。

4 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされたの場合に、○印を記載すること。

5 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

(用紙A4)  
20005

## 技術職員名簿

頁

項番  
数  
8  
1  
3  
0  
0  
1  
5  
頁前年に申請した技術職員名簿から資格が  
変更された者は(変更)と記入すること。

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード 3	有資格区分コード 5	講習受講 10	業種コード 10	有資格区分コード 10	講習受講 10	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1	○	高崎 花子	昭和63年10月3日	33	8 2 0 5	0 0 1 2						0
2		高崎 太郎	昭和59年12月4日	37	8 2 0 1	2 1 4 2	2 2 9 2	1 4 2	(変更)		0	
3		豊後 次郎	昭和41年4月12日	55	8 2 0 1	0 0 2 2						0
4		豊後 太郎	昭和40年9月10日	56	8 2 0 1	1 1 3 1	0 5 1 1	3 1	第00123456		30	
5			年 月 日		8 2							
6			年 月 日		8 2							
7	新規掲載者欄は、審査対象事業年内に新規に技術職員となつた者(審査基準日から「6ヶ月と1日前」以前から恒常的な雇用関係があり、当期事業年度開始日の直前1年以内に技術職員として雇用された者又は資格取得して新たに技術職員となつた者)がいれば○を付すこと。											
8			年 月 日		8 2							
9			年 月 日		8 2							
10			年 月 日		8 2							
11			年 月 日		8 2							
12	技術職員名簿の確認項目											
13	1. 追加職員等の確認											
14	・前年度申請書と氏名、生年月日、業種コード及び有資格区分コードを比較、新たに職員の追加や資格の追加があれば、資格の証明書類の添付を確認する。											
15	・新たに追加された職員については、決算日時点で6ヶ月以上の雇用関係があり、在籍しているかを確認する。(原則として社会保険関係書類にて確認するため、該当する場合は前年度の社会保険関係書類も持参すること。)											
16												
17	2. 講習受講の確認											
18	申請する業種について、次の①から③の要件を全て満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入する。 ①法第15条第2号イに該当する者であること(1級国家資格者相当) ②監理技術者資格者証の交付を受け、有効期間内であること ③法第26条の4から6の規定による講習を、当期事業年度開始日の直前5年以内に受講していること (審査基準日時点では有効かどうかではなく、審査基準日からさかのぼって5年以内に受講していないと対象となるないので注意すること。※従来からの審査基準と変更なし)											
19												
20												
21												
22	3. 常勤性確認											
23	・その他の審査項目(社会性等)の項目、健康保険及び厚生年金保険加入の有無が加入有の場合には、常勤性確認として全員が保険に加入しているか確認する。健康保険について被扶養者となっている者は評価の対象としていない。											
24												
25	・加入無し又は適用除外の場合は、貯金台帳、出勤簿等により常勤性を確認する。代表者、事業主、取締役についても技術職員名簿に記載がある場合は、常勤性を確認する。											
26	※解体工事に係る技術者の経過措置は令和3年6月30日まで終了しました。 経過措置終了以降、技術者の経過措置コード(例:2級土木施工:214→21D)の使用はできません。											
27	4. CPD単位取得数											
28	・CPD認定団体毎に審査基準日以前1年間に取得したCPD単位数を告示別表第18に掲げる認定団体毎の数値で除し、30を乗じた数字。(CPD単位内訳一覧表で計算すること。ただし、参加できるCPD単位数は1人あたり30単位を上限とする。) ・1人の技術職員について、複数のCPD認定団体により単位を取得している場合は、いずれか1つの認定団体の単位を元に算出する。 ・CPD単位数を証する書面等の写しに加え、CPD単位内訳一覧表を提出のこと。											
29												
30												

## 記載要領

- 1 この名簿は、①④「審査基準日」に記入した日（以下「審査基準日」という。）において在籍する技術職員（第18条の3第2項第1号から第3号に該当する者。以下同じ。）に該当する者全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類の数は2までとする。
- 2 ②③④で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば②③①②のように右詰めで記入すること。
- 3 ⑧①「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が3枚目であれば①②③、12枚目であれば①②②のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 4 「新規掲載者」の欄は、審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入すること。
- 5 「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入すること。
- 6 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入すること。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	舗装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゆんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

- 7 「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて別表(四)及び別表(五)の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- 8 「講習受講」の欄は、法第15条第2号イに該当する者が、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であつて、法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 9 「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記載すること。
- 10 「CPD単位取得数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者が、審査基準日から1年以内に取得したCPD（建設工事の施工の管理に従事する者を対象としてその能力の向上を目的として行われる継続学習をいう。以下同じ。）の単位数（ただし、算入できるCPD単位数は一人当たり30単位を上限とする。）を記載すること。

## 技術職員について

### 2 業種限定の考え方

平成20年4月の改正において、Zにおいて技術者の複数業種における重複カウントを1人2業種までに限定した。2業種限定の考え方は以下のとおり。

例：1級土木施工管理技士・1級建築施工管理技士・1級電気工事施工管理技士を所有している技術者の場合

		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
保有資格	1級土木	◎				◎	◎			◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	1級建築		◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	1級電気工事							◎																						

現行評価	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
↓																														
改正後評価(例1)	◎						◎																							
改正後評価(例2)	◎	◎																												

改正後は改正前の評価対象となっている業種の中から任意の2つを選ぶことができる。  
1つの資格の評価対象から2業種を選択（例1）してもかまわないし、2つの資格からそれぞれ1業種ずつ選択（例2）してもかまわない。ただし、同一業種について2つの資格を記載しても、2つの資格に係る評価を得ることはできない。

なお、重複評価が制限されるのは、経営事項審査に係る評価であり、建設業法に基づいて現場に設置しなければならない監理技術者等については、従来通り1人の技術者が複数の資格をもっていれば、複数の業種で監理技術者等になれるものである。

### 技術者評価について

	1級技術者		監理技術者補佐	基幹技能者	レベル4の建設技能者	2級技術者	レベル3の建設技能者	その他
	監理技術者証保有かつ監理技術者講習受講	1級技術者であって左以外の者						
改正前 (～H20.3)	5点					2点		1点
改正後 (H20.4～)	6点	5点				2点		1点
改正後 (R2.4～)	6点	5点				3点	2点	1点
改正後 (R3.4～)	6点	5点	4点	3点		2点		1点

1級技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を保有している場合に6点評価する。

ただし、監理技術者講習修了証については、審査基準日からさかのぼって5年以内に講習を修了している場合に限る。

なお、改正前の2級技術者及びその他技術者が監理技術者講習修了者証を保有していても1点加点評価は行わない。

令和2年4月1日以降の申請においては、審査基準日時点で建設キャリアアップカード(レベル3、レベル4)の交付を受けている技能者は、経営事項審査において技術職員として評価されます。

① 技術職員数値の算出にあたって(点数)

レベル3技能者 2点  
レベル4技能者 3点

② 有資格区分コード

レベル3技能者 703  
レベル4技能者 704

③ 確認資料

**能力評価(レベル判定)結果通知書**

(この結果通知書にはレベル及び職種が記載されているので、建設キャリアアップカードの写しは不要です)

**!** 結果通知書については能力評価実施機関にお問い合わせください。

能力評価(レベル判定)結果通知書	
技能者氏名 殿	
能力評価(レベル判定)の結果、貴殿を鉄筋技能者レベル3として認定します。	
【申請者氏名】	建設 太郎
【技能者ID】	12345678901234
【生年月日】	○○年○月○日
【職種(呼称)】	鉄筋
【評価年月日】	2019年12月6日
【評価結果】	レベル3

2019年12月6日  
鉄筋技能者能力評価実施機関

\*能力評価(レベル判定)結果通知書のイメージ

## レベル3技能者及びレベル4技能者で評価できる業種

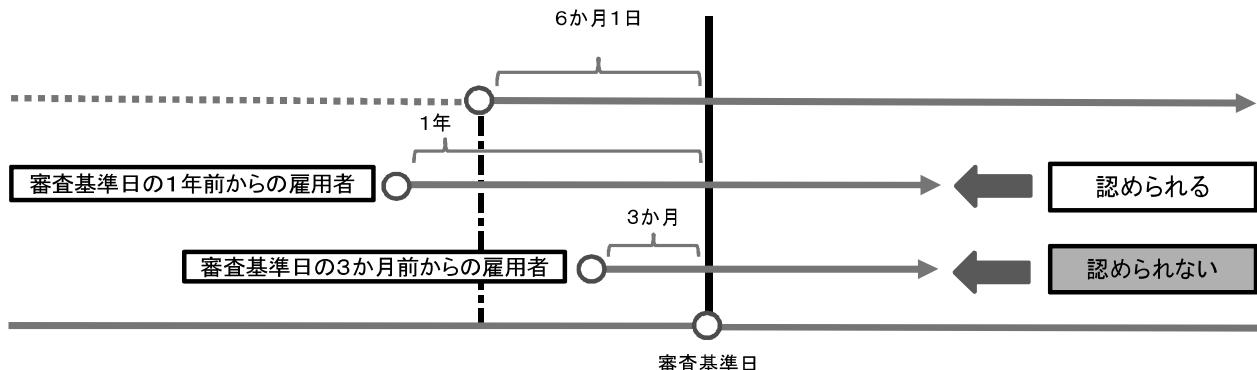
レベル判定された職種がどの業種として評価されるかは下の表でご確認ください。  
複数業種が記載されている職種については、どの業種を選択しても評価の対象となります。

認定能力評価基準	当該基準に対応する建設業の種類	認定能力評価基準	当該基準に対応する建設業の種類
電気工事技能者能力評価基準	電気、電気通信	サッシ・カーテンウォール技能者能力評価基準	建具
橋梁技能者能力評価基準	とび・土工、鋼構造物	エクステリア技能者能力評価基準	とび・土工、石、タイル・れんが・ブロック
造園技能者能力評価基準	造園	建築板金技能者能力評価基準	屋根、板金
コンクリート圧送技能者能力評価基準	とび・土工	外壁仕上技能者能力評価基準	左官、塗装、防水
防水施工技能者能力評価基準	防水	ダクト技能者能力評価基準	管
トンネル技能者能力評価基準	とび・土工、土木	保温保冷技能者能力評価基準	熱断縁
建設塗装技能者能力評価基準	塗装	グラウト技能者能力評価基準	とび・土工
左官技能者能力評価基準	左官	冷凍空調技能者能力評価基準	管
機械土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木	運動施設技能者能力評価基準	とび・土工、造園、舗装、土木
海上起重技能者能力評価基準	しゅんせつ、土木	基礎ぐい工事技能者能力評価基準	とび・土工
PC技能者能力評価基準	とび・土工、鉄筋、土木	タイル張り技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
鉄筋技能者能力評価基準	鉄筋	道路標識・路面標示技能者能力評価基準	とび・土工、塗装
圧接技能者能力評価基準	鉄筋	消防施設技能者能力評価基準	消防施設
型枠技能者能力評価基準	大工	建築大工技能者能力評価基準	大工
配管技能者能力評価基準	管	硝子工事技能者能力評価基準	ガラス
とび技能者能力評価基準	とび・土工	ALC技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
切断穿孔技能者能力評価基準	とび・土工	土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木
内装仕上技能者能力評価基準	内装仕上		

# 技術者に必要な雇用期間の考え方

## 1. 評価対象について

審査基準日（決算日）から「6ヶ月と1日前」以前から恒常的な雇用関係のある技術者が評価対象となります。



## 2. 期間計算について

- (1) 審査基準日（決算日）の前日が起算日となります。
- (2) 起算日の6ヶ月前の月の応当日の翌日が6ヶ月前となります。ただし、応当日が存在しない場合には、翌月の初日が6ヶ月前となります。
- (3) 6ヶ月前の前日が「6ヶ月と1日前」となります。
- (4) 代表的な審査基準日での該当日は下記のとおりです。

記

審査基準日（決算日）	起算日	6ヶ月前	6ヶ月と1日前
令和 3年10月31日	令和 3年10月30日	令和 3年 5月 1日	令和 3年 4月 30日
令和 3年11月30日	令和 3年11月29日	令和 3年 5月 30日	令和 3年 5月 29日
令和 3年12月31日	令和 3年12月30日	令和 3年 7月 1日	令和 3年 6月 30日
令和 4年 1月31日	令和 4年 1月 30日	令和 3年 7月 31日	令和 3年 7月 30日
令和 4年 2月28日	令和 4年 2月 27日	令和 3年 8月 28日	令和 3年 8月 27日
令和 4年 3月31日	令和 4年 3月 30日	令和 3年10月 1日	令和 3年 9月 30日
令和 4年 4月30日	令和 4年 4月 29日	令和 3年10月 30日	令和 3年10月 29日
令和 4年 5月31日	令和 4年 5月 30日	令和 3年12月 1日	令和 3年11月 30日
令和 4年 6月30日	令和 4年 6月 29日	令和 3年12月 30日	令和 3年12月 29日
令和 4年 7月31日	令和 4年 7月 30日	令和 4年 1月 31日	令和 4年 1月 30日
令和 4年 8月31日	令和 4年 8月 30日	令和 4年 3月 1日	令和 4年 2月 28日
令和 4年 9月30日	令和 4年 9月 29日	令和 4年 3月 30日	令和 4年 3月 29日

**※申請を行う技術職員の中に継続雇用制度の適用を受けている65歳以下の者がいる場合に作成、添付する**

様式第3号

(用紙A4)

**継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿**

建設業法施行規則別記様式第25号の14・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、下表に掲げる者については、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けていることを証明します。

地方整備局長

令和 4年 5月 2日

北海道開発局長

大分県 知事 殿

住 所 大分県大分市大手町3丁目1番1号

商号又は名称 株式会社 大分建設工業

代表者 氏名 代表取締役 豊後 太郎

通番	氏 名	生年月日
5	高崎 花子	S 32. 10. 03

**※別紙2技術職員名簿に記載した者のうち、審査基準日において高齢者雇用安定法に基づく継続雇用適用制度の適用を受けている者(65歳以下の者に限る)について、別紙2技術職員名簿に記載の通番、氏名及び生年月日を記入すること。**

**※継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則の写しを添付すること。**


**記載要領**

- 1 「 地方整備局長  
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。  
知事」
- 2 規則別記様式第25号の14・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けている者（65歳以下の者に限る。）について記載すること。
- 3 通番、氏名及び生年月日は、規則別記様式第25号の14・別紙2の記載と統一すること。

## 実務経験証明書

下記の者は、とび・土工・コンクリート工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和4年5月2日

		証明者は証明しようとする期間、被証明者が在籍していた法人の代表者又は個人の事業主とする。			
		証明者の立場からみた被証明者との関係を記入する。 例)役員、社員、従業員等		証明者 株式会社大分建設工業 代表取締役 豊後 太郎	
				被証明者との関係 社員	
記					
技術者の氏名	豊後 次郎	生年月日	昭和42年4月12日	使用された期間	平成 5年 1月から 令和 4年 5月まで
使用者の商号又は名稱	株式会社大分建設工業				
職名	実務経験の内容			実務経験年数	
現場主任	○○○フェンス設置工事他17件			9年 1月から 9年12月まで	
"	○○○バックネット設置工事他18件			10年 1月から 10年12月まで	
"	○○土留め工事他18件			11年 1月から 11年12月まで	
"	○○○盛土工事他20件			12年 1月から 12年12月まで	
"	○○○道路改良工事に伴う掘削工事他19件			13年 1月から 13年12月まで	
"	○○川改修工事に伴う積プロック工事他21件			14年 1月から 14年12月まで	
"	○○邸宅地造成工事他22件			15年 1月から 15年12月まで	
"	○○災害復旧工事に伴う土工事他19件			16年 1月から 16年12月まで	
"	○○○擁壁工事他23件			17年 1月から 17年12月まで	
"	○○道路改良工事に伴う発破工事他21件			18年 1月から 18年12月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由	使用者と証明者が異なる理由を記入する。 (例)平成〇年〇月 会社解散のため。 平成〇年〇月 事業主死亡のため。			合計 満 10年 0月	

## 記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

許可番号  
商号又は名称

表番 知事 第 012345 号  
株式会社 大分建設工業

## 完成工事内訳書(その2)

(建設工事の種類) 土木一式 工事

工事進行基準の場合は上段の〔 〕内に請負金額総額を記載。中段に当期の出来高金額を記載する。  
この場合、契約全体の工期を記載すること。(決算期末に備えないと)

自令和3年1月1日  
至令和3年12月31日

番号	注文者	工事名	工事場所のある都道府県名(市町村名)	配置技術者名	請負金額(千円)	着工年月	下請発注状況	施工体制台帳登録(写) 提出	参考
1	国土交通省 ○○工事事務所	JV 元請	国道○○号 バイパス新設工事	○○ ○○	[ 440,000 231,000 ( ) ]	令和3年3月 令和4年3月 全體	① ○○建設(株) ② (有)○○組 ③ (有)○○建設 ④ (株)○○建設	23,000 18,000 54,000 9,000	○○○JV 800,000千円 55.45
2	大分県 ○○土木事務所	元請	県道○○号線 橋架整備工事	○○ ○○	[ 58,000 ( 58,000 ) ]	令和3年1月 令和3年6月 全體	②	済	JV工事の場合、JV の名称、請負金額 額、出資比率を記入。
3	大分県 ○○市	元請	○○第○○号 下水道工事	○○ ○○	[ 29,000 ( ) ]	令和3年9月 令和3年12月 全體	① ○○組 ② (株)○○建設	5,000 3,000	済
公共計 みの金額(消費税相当額を含めた金額)で記入。 課税事業者は消費税抜きの金額で記入、免税事業者は消費税込									
4	○○ ○○	元請	○○デパート 駐車場新設工事 (土木一式)	○○ ○○	[ 42,000 ( ) ]	令和3年7月 令和3年11月 全體	① ○○建設(株) ②	10,000	公共工事で施工体制台帳及び 施工体系図(写)を登録している場合に「済」と記入。
5	○○ ○○	元請	○○地区造成工事 (土木一式)	○○ ○○	[ 30,000 ( ) ]	令和3年8月 令和3年12月 全體	① ②	なし	契約工期ではなく、実際に着工し た年月と完成又は完成予定年月 日を記入。
民間計 下請工事の場合、元請からの工事名だけではなく、実際の工種についても記入。									
下請発注金額 計 83,000									
合計 ア+イ 390,000 うち元請工事 ウ 72,000 ( 58,000 )									
公共工事計 ア 318,000 ( 58,000 )									
下段( )内はPC工事の金額を記入。 (土木一式工事の場合)									

許可番号  
商号又は名称

表番号  
第 012345 号

株式会社 大分建設工業

## 完工事内訳書(その2)

(建設工事の種類) とび・土工・コンクリート 工事

自令和3年1月1日  
至令和3年12月31日  
下請発注した金額の大きい方から  
2件まで記入し、外注費の総件数と  
総額を記入。

番号	注文者	元請下請区分	工事名	工事場所のある都道府県名(市町村名)	配置技術者名	請負代金の額 (千円:税抜) うち( )達成処理	下請発注状況		施工体 制台帳 (写) 提出	CORINS 登録	備考
							着工年月	完成又は完成予定期月	業者名	発注金額(千円)	
1	別府建設(株)	一次下請	災国河第〇〇号 災害復旧工事 (土工事)	大分県 ○○市	○○ ○○	[ 4,900 ] ( )	令和3年9月 令和3年10月	① ○○建設(株) ② ○○組 全体	1,100 1,000		
2	国東工業(有)	二次下請	県道〇〇線道路改良工事 (路面処理工事)	大分県 ○○市	○○ ○○	[ 4,800 ] ( 4,800 )	令和3年11月 令和3年12月	① ②	3件 2,300		
3	(株) 大分組	一次下請	○○店外構工事 (土工事)	大分県 ○○市	○○ ○○	[ 1,200 ] ( )	令和3年10月 令和3年11月	① ②	1件 1件		
4	○○ ○○	元請	○○邸基礎工事	大分県 ○○市	○○ ○○	[ 1,500 ] ( )	令和3年11月 令和3年11月	① ②	1件 1件		
5	○○ ○○	元請	○○住宅足場敷設工事	大分県 ○○市	○○ ○○	[ 700 ] ( )	令和3年1月 令和3年1月	① ②	1件 1件		
		元請	少額工事 (○○) 件		○○ ○○	[ 2,600 ] ( )	令和3年1月 令和3年12月	① ②	○○工務店 1件	300	
		下請	少額工事 (○○) 件		○○ ○○	[ 1,000 ] ( )	令和3年1月 令和3年12月	① ②	○○組 4件	240 600	
	民間計					[ 16,700 ] ( )	平成年月 平成年月	① ②	全件	150 4件	
<b>下請工事の場合、何次下請であるかを記入。</b>											
<b>土木・建築一式工事を除き、500万円未満の工事については配置技術者ごとに元請・下請別に合算して記入してよい。(一式工事は除く)</b>											
下請発注金額 計 3,200											
下段( )内は法面工事の金額を記入。(とび・土工工事の場合)											
公共工事計 アイ 16,700 うち元請工事 ウ 4,800 合計 16,700 うち元請工事 ア+イ 4,800 ( 4,800 ) ( 0 )											

許可番号  
商号又は名称

知事第012345号  
株式会社 大分建設工業

## 完成工事内訳書(その2)

自令和3年1月1日

(建設工事の種類) その他工事

### (建設工事の種類)

至令和3年12月31日

No. 1

番号	注文者	工事名	工事場所のある都道府県名 (市町村名)	配置技術者名	請負代金の額 (千円:税抜)	着工年月	下請発注状況	施工体 制台帳 (写) 提出	CORM S登録	備考
1	(大分土木事務所)	元請	県道〇〇線維持管理業務	大分県〇〇市	○○ ○○	[ 2,000 )	令和3年1月 ① ②	全休	維持	
2	〇〇市	元請	市道△△線路面補修業務	大分県〇〇市	○○ ○○	[ 400 )	令和3年12月 ①	令和3年7月 ① ②	維持	
3	〇〇市	元請	市道□□線災害対応土砂除去業務	大分県〇〇市	○○ ○○	[ 350 )	令和3年12月 ① ②	令和3年8月 ① ②	維持	
4	〇〇市	元請	市道◇◇線災害対応支障木撤去業務	大分県〇〇市	○○ ○○	[ 250 )	令和3年8月 ① ②	令和3年8月 ① ②	維持	
						3,000 )	令和3年8月 ① ②	令和3年8月 ① ②	全休	
							令和3年8月 ① ②	令和3年8月 ① ②	全休	
							令和3年8月 ① ②	令和3年8月 ① ②	全休	

大分県発注の維持管理業務に加え、市町村発注の維持管理業務や災害対応業務も「維持管理業務実績高」の対象となることになった。

土木一式工事の「総合実績高」として加算を希望する場合は、「その他の工事に業務実績を個別に計上」する場合に、『その他の工事に業務実績申請で「維持管理業務実績」にして計上予定の業務についてのみ書き認めてない。

維持管理業務実績の対象業務には備考欄に「維持」と記載すること。

経審で個別計上している業務については、入札参加資格での証明書類の添付省略が可能。

**入れ参加資格申請時に維持管理業務実績高※を計上しようとする場合の記載例**  
**※大分県又は大分県内の市町村発注の土木施設の維持管理(補修)業務(災害時の対応業務を含む)**

公共工事計	ア	3,000 )
民間工事計	イ	うち元請工事 ワ 0 ) ( 0 )

下請発注金額 合計	ア+イ 3,000 )	うち元請工事 ア+ワ 3,000 )
--------------	----------------	-----------------------

## とび・土工・コンクリート工事及び塗装工事分類表

許可番号 第 012345 号

商号又は名称 株式会社太分建設工業

2年平均(3年平均)  
※どちらかに○をすること。

### 〈とび・土工・コンクリート工事〉

区 分	工 事 内 容	完 成 工 事 高 (千円)			→必ず四捨五入
		基 準 決 算 (A)	平 均 (B)	基 準 決 算 (C)	
とび工事	とび工事、足場等仮設工事、鉄骨組み立て工事	700	233		
くい打ち工事	くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、地滑り防止工事				
コンクリート工事	コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事、コンクリートブロック据付工事	9,011	1,500	6,507	
法面工事	地滑り防止工事、吹付け工事、植生工事、のり鉢工事、擁壁工事、アンカーワーク	33,336	4,800	23,824	
道路附属物設置工事	ガードレール工事、カーブミラー工事、交通標識設置工事				
その他土工工事	土工事、掘削工事、根切り工事、砕石工事、盛土工事、はつり工事、土留め工事、仮縫切切り工事、フェンス設置工事、ひき工事	22,760	9,700	18,407	
合 計		65,107	16,700	48,971	

### 〈塗装工事〉

区 分	工 事 内 容	完 成 工 事 高 (千円)			→必ず四捨五入
		審査基準日以前24ヶ月間の決算(基準決算を除く)(A)	基 準 決 算 (B)	平 均 (C)	
「工事種類別完成工事高(20002帳票)」の平均完成工事高について選択した方を囲む	一般塗装	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り工事	1,530	2,035	1,698
	鋼構造物塗装	鋼構造物塗装工事			
	路面表示工事	路面表示工事	828	1,486	1,048
	合 計	合 計	2,358	3,521	2,746

### 工事種類別完成工事高の「法面処理」、「塗装工事」の合計と一致させること

1. 基準決算 審査基準日以前24ヶ月間の決算(基準決算を除く)の完成工事高、その平均完成工事高をそれぞれの区分に従い分類し、該当区分の完成工事高及び当該工事の平均完成工事高の合計額に対する比率を記載すること。
2. 2年平均を選択した場合は、  $C = (A + B) \div 2$  となる。
3. 3年平均を選択した場合は、  $C = (A \times 2 + B) \div 3$  となる。

### 工事種類別完成工事高の「とび・土工・コンクリート工事」の合計と一致させること

- (65,107 × 2 + 16,700) ÷ 3 = 48,971(千円未満を四捨五入)。  
内訳も四捨五入とするが、合計と一致するよう調整すること。
4. 基準決算及び審査基準日以前24(36)ヶ月間の決算それぞれの合計額は、工事種類別完成工事高のそれを必ず一致すること。
5. とび・土工・コンクリート工事の法面工事及び合計、塗装工事の合計それぞれの平均額は、必ず千円未満は四捨五入して記載すること。

令和4年4月1日受付分より実施いたします。

## 建設業退職金共済加入履行証明書について

### 《発行基準》

1. 決算日現在の被共済数に見合う共済手帳の<250日貼付>更新数があること。
2. 被共済者の労働日数に見合う証紙貼付・電子納付であること。

※前年度繰越分、元受からの証紙現物交付や下請への証紙現物支給がある場合、それらを加味したうえで審査致します。（フローチャートをご参考ください。）

### ◎「加入・履行証明願」は2枚ご提出ください。

大分県建設業協会 HPよりダウンロード可。

会社印は不要になりましたが、会社名・住所・代表者名は必ず記入してください。

### ◎添付書類

提出頂いた書類は返却できません。原本は会社に保管の上、コピーをご提出ください。

原則郵送対応とさせていただきます。なお、発行までの期間を1週間程度いただきます。

定額小為替証書(ゆうちょ銀行)200円分・返信切手を貼付した封筒(会社名・住所を記入したもの)を同封ください。

#### 1 共済証紙受払簿

※様式は建退共HPからダウンロードできます

#### 2 共済手帳受払簿

※様式は建退共HPからダウンロードできます。

※一日でも在籍していた方(退職者含む)はすべてご記入下さい。

### 《令和4年度より添付が必要となる書類》

#### 3 出勤簿(共済手帳が<250日貼付>更新とならなかった被共済者がいる場合のみ)

※貼付枚数と労働日数が同じであると確認できる出勤簿を添付ください。

### 《元請けの方のみ提出が必要な様式》

#### 4 建退共制度に係る被共済者就労状況報告書(「建設業退職金共済証紙受領書」を含む)

※証紙購入日数が最も多い工事(請負金額の最も多い工事)1件分のみ。

※受領日記載のうえ、切り離していないものを添付ください。

加入履行証明書についてのご相談は決算日前のご連絡をおすすめします。

〒870-0046 大分市荷揚町4-28  
建退共大分県支部  
TEL 097-536-4800 FAX 097-534-5828  
(受付時間 8:30~12:00、13:00~16:30)

# 加入・履行証明書発行に関するフロー

令和4年4月11日受付分から実施いたします。  
「更新」は満了(250日)での手帳更新のことです。

NO (下請への証紙発行・掛金充当のみの場合)

Q1-1 自社に被共済者はいますか？

YES

Q2-1 更新数は被共済者数に見合う数ですか？(共済手帳受払簿で確認)

A 被共済者数 \_\_\_\_\_人  
B 手帳更新数 \_\_\_\_\_冊  
 $A \leq B$ であること。

NO

YES

①決算時の残高がマイナス(不足)になっていない。  
②元請・下請への証紙受渡の受領書がそろっている。

NO

YES

証明書の申請は受け付けられません。

チェック

(1) 前年度から継越した共済証紙の額	円
(2) 共済証紙購入額	円
(3) 従業員に貼付した共済証紙の額	円
(4) 元請から現物交付された共済証紙の額	円
(5) 下請に現物交付した共済証紙の額	円
計算式(1)+(2)+(4)-(3)-(5)	円
(6) A-イに該当する方の出勤簿	円

YES

Q1-2 下請への掛金充当または証紙の交付は適正ですか？

<電子申請による掛金充当>

機構が発行する「建設業退職金共済掛金納付・充当状況証明書」  
(※)の「⑤当期「被共済者に対する充當額」」により確認する。

(※)電子申請専用のサイトから出力できます。

<共済証紙現物交付>

決算期間内に購入した共済証紙の相当割合が下請に交付されていることを確認する。

【確認方法】

共済証紙受払簿の証紙購入額の合計⑥の相当割合(全額を含む)が下請へ交付した額の合計⑧となっていることを確認する。

NO YES

証明書の申請は受け付けられません。

YES

証明書の申請を受け付けます。

各都道府県支部へご提出ください。  
提出方法等は支部ホームページで確認してください。

注 意

各都道府県支部であらためて審査を行いますので、証明書の発行をお約束したものではありません。



# 経営事項審査の主な改正事項 (令和3年4月1日改正)

- ① 技術職員数( $Z_1$ )に係る改正
- ② 労働福祉の状況( $W_1$ )に係る改正
- ③ 建設業の経理の状況( $W_5$ )に係る改正
- ④ 知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況に係る審査項目( $W_{10}$ )の新設



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



## ① 技術職員数( $Z_1$ )に係る改正

- 改正建設業法において新設された監理技術者補佐は、主任技術者となる資格を有し、一級技士補である者(※)
- 経審上は、主任技術者相当の者より上位であり、監理技術者相当の者より下位である、4点として評価

評点	技術職員区分		資格
6点	1級監理受講者	技術者を対象とする国家資格の1級又は技術士法に基づく資格を有し、かつ監理技術者資格者証の交付を受けている者	<ul style="list-style-type: none"><li>・1級建設機械施工技士(建設業法)</li><li>・1級土木施工管理技士(建設業法)</li><li>・1級建築士(建築士法)</li><li>・建設・総合技術管理技術士(技術士法) 等</li></ul>
5点	1級技術者	技術者を対象とする国家資格の1級を有する者(上記を除く) 技術士法に基づく資格を有する者(上記を除く)	<ul style="list-style-type: none"><li>・1級建設機械施工技士補(建設業法)</li><li>・1級土木施工管理技士補(建設業法) 等</li></ul>
4点	監理技術者補佐	監理技術者を補佐する資格を有する者	<ul style="list-style-type: none"><li>・登録電気工事基幹技能者 等</li></ul>
3点	基幹技能者等	登録基幹技能者講習の修了者 能力評価基準によりレベル4と判定された者	<ul style="list-style-type: none"><li>・登録基礎ぐい工事試験の合格者(建設業法) 等</li></ul>
2点	2級技術者	能力評価基準によりレベル3と判定された者 技術者を対象とする国家資格の2級を有する者 技能者を対象とする国家資格の1級を有する者	<ul style="list-style-type: none"><li>・2級建設機械施工技士(第1種～第6種)(建設業法)</li><li>・2級土木施工管理技士(建設業法)</li><li>・2級建築士、木造建築士(建築士法)</li><li>・第1種電気工事士(電気工事士法)</li><li>・1級左官技能士(職業能力開発促進法)</li><li>・登録基礎ぐい工事試験の合格者(建設業法) 等</li></ul>
1点	その他技術者	技能者を対象とする国家資格の2級+実務経験を有する者 実務経験による主任技術者	<ul style="list-style-type: none"><li>・第2種電気工事士(電気工事士法)+実務3年</li><li>・電気主任技術者(電気事業法)+実務5年</li><li>・給水措置工事主任技術者(水道法)+実務1年</li><li>・2級左官技能士(職業能力開発促進法)+実務3年</li><li>・指定学科卒業後、3年または5年の実務経験を積んだ主任技術者(建設業法第7条)</li><li>・実務経験10年の主任技術者(建設業法第7条) 等</li></ul>

\* この他、監理技術者となる資格を有する者も監理技術者補佐となることができる

## ② 労働福祉の状況に係る改正

従来

法定労災の上乗として、任意の補償制度に加入している場合に加点

○ 評価対象となる補償制度の提供者

全日本火災共済協同組合連合会（中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者）  
公益財団法人建設業福祉共済団  
一般社団法人全国建設業労災互助会  
一般社団法人全国労働保険事務組合連合会  
保険会社（保険業法第3条の規定に基づく免許を受けて保険業を営む者）

○ 評価対象となる補償制度の要件

労働災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第3章の規定に基づく保険給付の基団となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約であって、下の①・②の要件を満たすもの

- ① 申請者の直接の使用関係にある職員だけでなく、申請者が請け負った建設工事を施工する下請負人の直接の使用関係にある職員をも対象とする給付であること。  
② 原則として、労働者災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る障害補償給付及び障害給付並びに遺族補償給付及び遺族給付の基団となった災害のすべてを対象とするものであること。

○ 保険業法に基づいて設立された組織については、保険商品が上記の要件に適合しているかを確認して加点

○ 保険会社以外の組織については、上記の4団体の補償制度であって、要件を満たしている契約を加点

= 捕償制度自体は要件を満たしても、その商品の提供者が保険会社でない場合は、告示に列記されている4団体以外は加点せず



改正後

中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者との間の契約についても同様に加点

2

## ③ 建設業の経理の状況(W5)に係る改正

企業会計基準が頻繁に変化する中で、継続的な研修の受講等によって最新の会計情報等に関する知識を習得することが重要になってきていることを踏まえ、公認会計士等数の算出にあたって算入できる者を以下の通り改正

$$\text{公認会計士等数} = (\text{イの人数} \times 1.0) + (\text{口の人数} \times 0.4)$$

	従来	改正後
イ	・公認会計士となる資格を有する者 (公認会計士となるための登録を受けていることを要しない)	・公認会計士であって、公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者 (公認会計士として登録されていることが前提)
	・税理士となる資格を有する者 (税理士となるための登録を受けていることを要しない)	・税理士であって、所属税理士会が認定する研修を受講した者 (税理士として登録されていることが前提)
	・1級登録経理試験に合格した者 (一度合格すれば、以降継続して経審で評価)	・1級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者 ・1級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者
口	・2級登録経理試験に合格した者 (一度合格すれば、以降継続して経審で評価)	・2級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者 ・2級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者

- H28年度以前に1級又は2級の登録経理試験に合格した者であっても、R5年3月末までの間は、引き続き経審上評価対象となる。
- 経理処理の適正を確認できる者の要件についても、改正後のイに掲げた者となる。

3

- 改正建設業法において、建設工事に従事する者は、建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に努めなければならないこととされているところ、継続的な教育意欲を促進させていく観点から、建設業者による技術者及び技能者の技術又は技能の向上の取組の状況を評価することとした。
- 技術者に関する評価については、建設業者に所属する技術者が、審査基準日以前1年間に取得したCPD単位の平均値により評価する。
- 技能者に関する評価については、建設業者に所属する技能者のうち、認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上(レベル1からレベル2等)した者の割合により評価する。
- 評点については、以下の算式により算出される数値をもって審査する。

$$\left( \frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}} \right) + \left( \frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者数}} \right)$$

4

④-2 W<sub>10</sub>における技術者に関する評価の詳細

$$\frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}}$$

- 技術者数は、監理技術者になる資格を有する者、主任技術者になる資格を有する者、一級技士補及び二級技士補の数の合計とする。
- CPD単位取得数は、建設業者に所属する技術者が取得したCPD単位の合計数とする。
- 各技術者のCPD単位は、以下の算式で算出される数値とする。  
各技術者のCPD単位

$$\left[ \frac{\text{審査対象年にCPD認定団体によって取得を認定された単位数}}{\text{各技術者のCPD単位}} \right] \div \left[ \frac{\text{告示別表第18の左欄に掲げるCPD認定団体毎に右欄に掲げる数値}}{\text{告示別表第18の左欄に掲げるCPD認定団体毎に右欄に掲げる数値}} \right] \times 30$$

上記算式で計算される各技術者のCPD単位数に小数点以下の端数がある場合は、これ切り捨てる。  
また、各技術者のCPD単位の上限は30とする。

- $\frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}}$  の数値が、3未満の場合は0、3以上6未満の場合は1、6以上9未満の場合は2、9以上12未満の場合は3、12以上15未満の場合は4、15以上18未満の場合は5、18以上21未満の場合は6、21以上24未満の場合は7、24以上27未満の場合は8、27以上30未満の場合は9、30の場合は10とする。

告示別表第18

公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財團法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタント協会	50
一般社団法人交通安全研究会	50
公益性社団法人地盤工学会	50
公益性社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技術士会	50
公益社団法人日本建築土会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築土事務所協会連合会	12
公益社団法人日本建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益財團法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

5

$$\frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者数}}$$

- 技能者数は、審査基準日以前三年内に、建設工事の施工に従事した者であって、作業員名簿を作成する場合に建設工事に従事する者として氏名が記載される者(ただし、建設工事の施工の管理のみに従事する者(監理技術者や主任技術者として管理に係る業務のみに従事する者は除く)の数とする。
- 技能レベル向上者数は、認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年内に1以上向上(レベル1からレベル2等)した者の数とする。  
なお、認定能力基準による評価を受けていない場合は、レベル1として審査する。
- 控除対象者数は、審査基準日の3年前の日以前にレベル4の評価を受けていた者の数とする。
- $\frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者数}}$  の数値を百分率で表した数値が、1.5%未満の場合は0、1.5%以上3%未満の場合は1、3%以上4.5%未満の場合は2、4.5%以上6%未満の場合は3、6%以上7.5%未満の場合は4、7.5%以上9%の場合は5、9%以上10.5%未満の場合は6、10.5%以上12%未満の場合は7、12%以上13.5%未満の場合は8、13.5%以上15%未満の場合は9、15%以上の場合は10とする。  
なお、技能者数-控除対象者数=0 の場合、 $\frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者数}}$  の数値は、0とする。

6

## ④-4 W10の評点

$$\left( \frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}} \right) + \left( \frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者数}} \right)$$

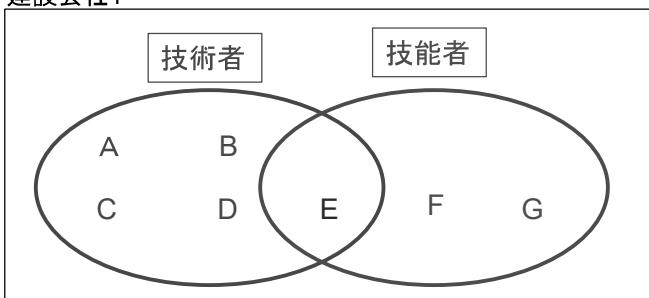
W10の評点は、上記の算式によって算出される数値を、左の表にあてはめて審査する予定。

知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	評点
10	10
9以上	10未満
8以上	9未満
7以上	8未満
6以上	7未満
5以上	6未満
4以上	5未満
3以上	4未満
2以上	3未満
1以上	2未満
	1未満
	0

7

(想定)

建設会社Y



- 建設会社Yは、技術者と技能者あわせて、A～Gの7名の職員を雇用。
- A～Dの4名は建設工事の施工の管理のみに従事。
- F及びGの2名は建設工事の施工に従事するが、施工の管理には従事しない。
- Eは基本的には技能者として建設工事の施工に従事するが、主任技術者となる資格も有する。  
(=この場合Eは、技術者としても、技能者としても評価の対象となる。)

(技術者に係る評価関係)

氏名	認定されたCPD単位	CPD認定団体	別表18の右欄	計算式	各人のCPD単位	CPD単位取得数
A	20	(公社)空気調和・衛生工学会	50	$20 \div 50 \times 30 = 12$	12	115
B	10	(一財)建設業振興基金	12	$10 \div 12 \times 30 = 25$	25	
C	50	(一社)建設コンサルタント協会	50	$50 \div 50 \times 30 = 30$	30	
D	31	(一社)交通工学研究会	50	$31 \div 50 \times 30 = 18.6$	18	
E	80	(公社)地盤工学会	50	$80 \div 50 \times 30 = 48$	30	

$$\frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}} = \frac{115}{5} = 23 \quad \rightarrow \quad 21\text{以上}24\text{未満のため、「7」となる}$$

8

## ④-5 W10の評点計算の例

(技能者に係る評価関係)

氏名	レベル向上の有無	3年前のレベル	技能レベル向上者数	控除対象者数
E	無	レベル2		
F	無	レベル4	1	1
G	有	レベル1		

$$\frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数}-\text{控除対象者数}} = \frac{1}{3-1} = 50\% \quad \rightarrow \quad 15\% \text{以上のため、「10」となる}$$

(W10の評点)

- 技術者に係る評価、技能者に係る評価、技術者数、技能者数を算式にあてはめると、

$$\begin{aligned}
 & \left( \frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}} \right) + \left( \frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数}-\text{控除対象者数}} \right) \\
 & = \left( \frac{5}{5+3} \times 7 \right) + \left( \frac{3}{5+3} \times 10 \right) = 8.125 \\
 & \rightarrow 8\text{以上}9\text{未満であるため、W10の評点は「8」となる}
 \end{aligned}$$

9







コード	技術職員区分		資 格 区 分		〔資格の取得後に必要な実務経験年数〕	建 設 業 の 類 種				
	一級	監技補 基幹技能者	2級	その他		土 PC 建 大 左 ヒ 法 石 屋 電 管 夕 鋼 節 ほ し 板 方 壁 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	01 - 02 03 04 05 - 06 07 08 09 10 11 - 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29			
法 關 職 発 業 促 進 力 保 進 力 促 進 力	197		○	○	防水施工 (1級)					○
	297		○	○	" (2級)					△
	198		○	○	さく井 (1級)					○
	298		○	○	" (2級)					△
	061		○	○	地すべり防止工事					△
	06A		○	○	" ※(附則第4条該当)					△
	040		○	○	基礎ぐい工事(基礎施工士)試験					△
	062		○	○	建築設備土					△
	063		○	○	計装					△
	060		○	○	解体工事施工技士					△
	064		○	○	基幹技能者					△
	703		○	○	レベル3技能者					○
	704		○	○	レベル4技能者					○
	099		○	○	その他(実務経験要件の緩和、専修学校の車両課程卒業者十実務経験)					○

※職業能力開発促進法による技能検定については、下記に注意ください。

(注1) 配管:職業訓練法施行令の一部を改正する政令(昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。)による改正後の配管とするものに限ります。

(注2) 鉄工:昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。

(注3) 鉄筋施工:昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。

(注4) 板金:板金工:屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目的限定はありません。

(注5) 木工:昭和48年改正政令による改正後の木工とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

※請習の種類に応じて2業種以内に限り3点ずつ評価します。

※2業種以内に限り1点ずつ配点します。

